

地方消費税の改革*—清算基準について—

橋本 恭之**

(関西大学経済学部教授)

1. はじめに

2012年8月10日に社会保障・税一体改革関連法が参議院で可決された。これにより、消費税の税率は、現在の5%から2014年4月には8%、2015年10月には10%まで引き上げられることとなった。現在の消費税率は、税法上は国税が4%であり、1%相当分が地方消費税に充当されている¹⁾。消費税率の引き上げに伴い、地方消費税の税率は2015年には2.2%相当まで引き上げられることとなった。今回の消費税率の引き上げについては、税負担の逆進性、景気への影響、益税の問題などに議論が集中しており、地方消費税についてはほとんど関心が寄せられていない。

地方消費税は、消費税と併せて、国内取引については各事業者の所在地ないし本社の所在地の税務署、輸入取引については税関において納税されている。納付された地方消費税は、納付があった月の翌々月の末日までに、都道府県に払い込まれることになっている。だが、地方消費税は、多段階の付加価値税であるために、都道府県をまたがった取引の場合には、納税地域と税負担地域は一致なくなる。そこで、「都道府県ごとの消費に相当する額」に応じて案分し、各都道府県間において清算がおこなわれている。これは、消費者が負担した地方消費税を、その消費者が最終的に消費した地域に帰属させるために、採られている措置である。

地方消費税の清算基準における「都道府県ごとの消費に相当する額」は、具体的には以下のように決められている。各都道府県別の小売販売額とサービス業収入額で把握されている統計にもとづく消費額で全体の6/8を、各都道府県の人口で全体の1/8、各都道府県の従業員数で1/8を清算することになっている。この現行の清算基準については、従業員数での清算が都市部に有利になっている、生産側の統計を使用しているために消費地と納税地域の乖離を生じている可能性があるなどのいくつかの問題点が指摘され

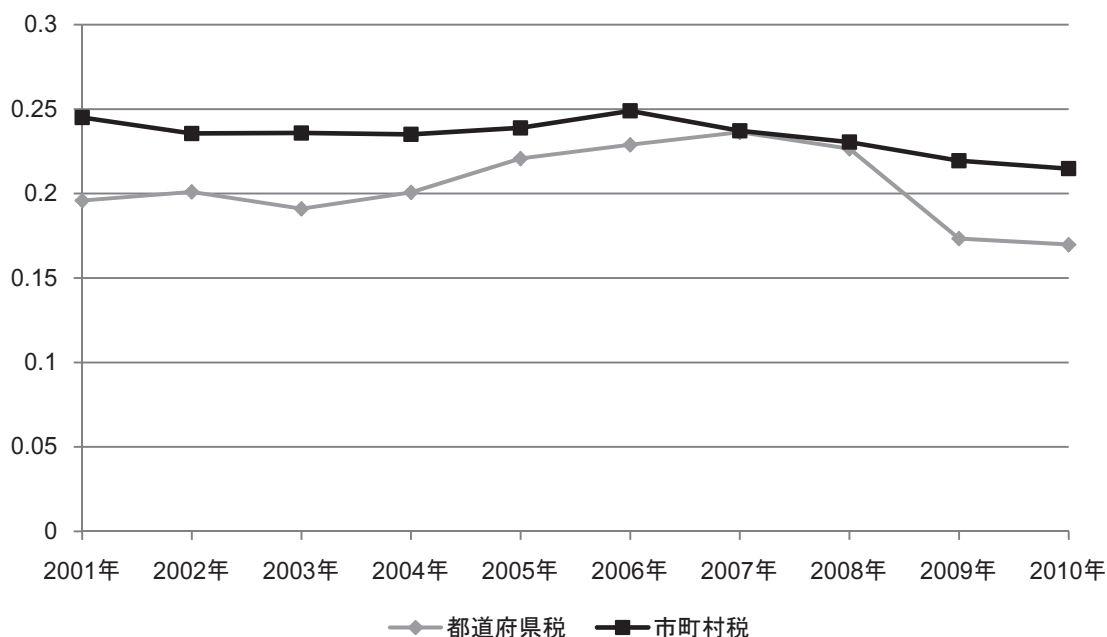
* 本稿を執筆するに際しては、地方消費税の清算方法の詳細について、総務省自治税務局都道府県税課課長補佐滝陽介氏にレクチャーして頂いた。記して深く感謝したい。

** 1960年生まれ。1983年関西大学経済学部卒、1985年関西大学大学院経済学研究科前期課程修了、1989年大阪大学大学院経済学研究科博士後期課程単位取得後退学、1989年桃山学院大学経済学部助教授就任、1995年関西大学経済学部助教授就任、1999年関西大学経済学部教授就任、現在に至る。博士(経済学)。専攻は財政学、公共経済学。日本財政学会、日本地方財政学会、日本経済学会、日本NPO学会に所属。主な著書は、『税制改革の応用一般均衡分析』関西大学出版部、1998年、『日本財政の応用一般均衡分析』清文社、2009年(第18回租税資料館賞)、『租税政策論』(共著)清文社、2012年など。

¹⁾ 地方税法では、地方消費税の課税ベースは国税である消費税収であり、地方消費税の税率は、消費税収の25%とされている。

ている。地方消費税は、清算後の各都道府県の税収額を見る限り、現行制度のままでも、税収の偏在度が小さな税であると言われている。ただし、一人当たりの税収は、最大の東京都と最小の県の税収を比較すると、平成 21 年度で 1.7 倍の差が生じている。地方消費税の増税は、相対的には各地方団体間の税収配分に影響を与えないものの、絶対額では都市部の税収をより多く増加させることになる。地方消費税の増税にあわせて、清算基準の見直しが必要だろう。

2. 地域間税収格差の現状と推移



出所：総務省『地方税に関する参考計数資料』各年版より作成。

図 1 一人当たり税収の変動係数の推移

この節では、地域間の税収格差の現状と推移を見ていく。近年わが国では、地方分権をめざした税財政改革が実施されてきた。2003 年度改正にもとづき 2004 年 4 月からは事業税の課税ベースの一部が外形標準化された。小泉政権がすすめた三位一体改革においては、2006 年には国税から地方税への暫定的な税源移譲として、約 3 兆円の所得譲与税が導入され、翌年には、税源移譲は所得譲与税から住民税の比例税率化におきかえて実現することとなった。

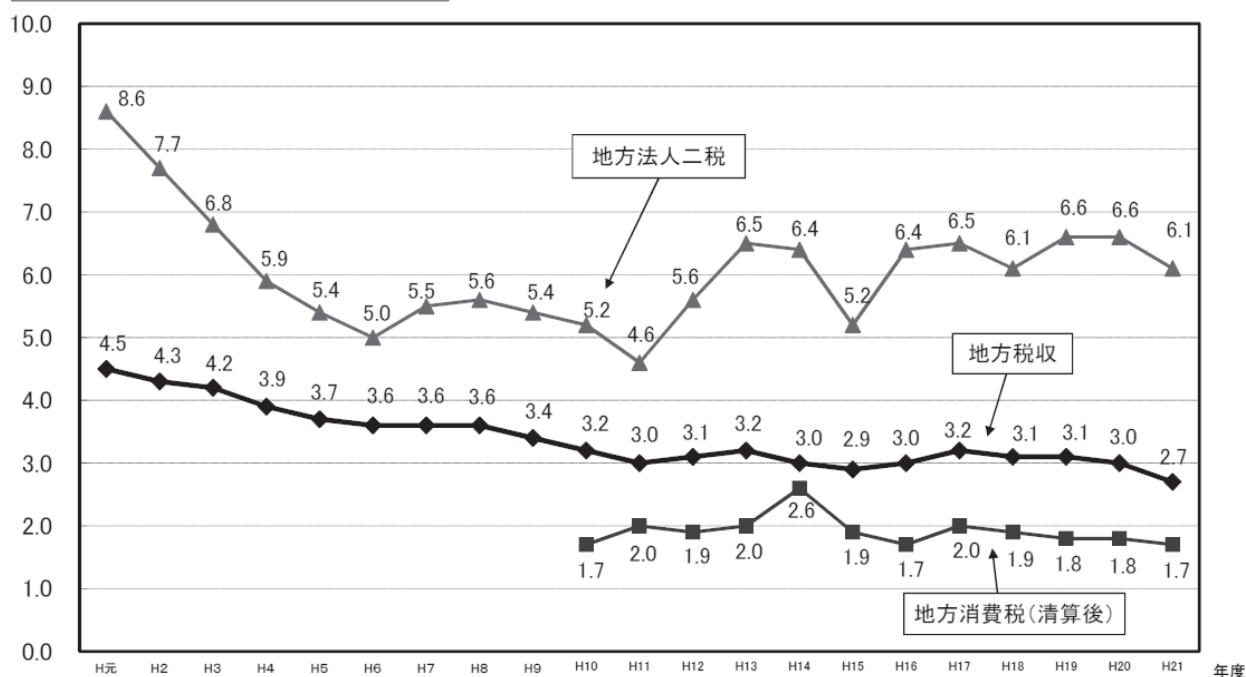
まず、図 1 は、近年の一人当たり税収の変動係数の推移を描いたものである²⁾。都道府県税の変動係数は、2004 年から 2007 年にかけてゆるやかに上昇し、2008 年から大きく減少している。都道府県税である事業税の外形標準化は、本来税収格差を縮小するはずだが、この図では 2004 年には変動係数が上昇しており、都道府県間の税収格差は逆に拡大したことになる。この理由は、事業税の外形標準化の対象が資本金 1 億円以上の大企業に限定されたことと、2004 年から 2007 年にかけては、景気の拡大が見られたためと考えられる。2008 年からの格差減少は、リーマンショック後の景気の急速な悪化が、企業収益を低下させ、大都市圏に相対的に多く存在する法人が支払う、地方法人課税の税収を減少させたことで説明できよう。

²⁾ 変動係数は、データのちらばり具合を示す統計指標であり、標準偏差を平均値で割ることで求まる。この値はゼロに近いほど格差が小さいことを示す。

一方、市町村税の変動係数は、2001年から2005年まではほぼ横ばい、2007年以降にはゆるやかに低下していることがわかる。市町村税における2007年の税収格差縮小は、住民税の比例税率化により、都市部の税収増大を相対的に抑制したためと考えられる。2008年以降に変動係数の低下が見られる理由は、都道府県税と同様に、リーマンショック以降の景気の後退が税収格差の縮小を生じたためと考えられる。

次に、税収格差の推移をさらに詳しく見たものが図2である。図2には、都道府県毎の人口一人当たり税収額の最大値（東京）を最小値で割った指標が描かれている。地方税全体の最大（東京）／最小倍率は、1989年（平成元年）以降、2009年（平成21年）にかけて、ほぼ低下してきていることがわかる。これに対して、法人道府県民税、法人市町村税および法人事業税の合計値であるいわゆる地方法人二税の最大（東京）／最小倍率は、1989年（平成元年）から1994年（平成6年）にかけて、大きく低下した後は、1998年（平成10年）までほぼ横ばい、2000年（平成12年）から2001（平成13年）にかけて上昇し、2003年（平成15年）に落ち込んだ後はほぼ横ばいの動きを見せている。これに対して、地方消費税の最大（東京）／最小倍率は、2002年（平成14年）に一時的に上昇したのを除けば、ほぼ横ばいで推移してきていることがわかる。

最大（東京）／最小の倍率（※）

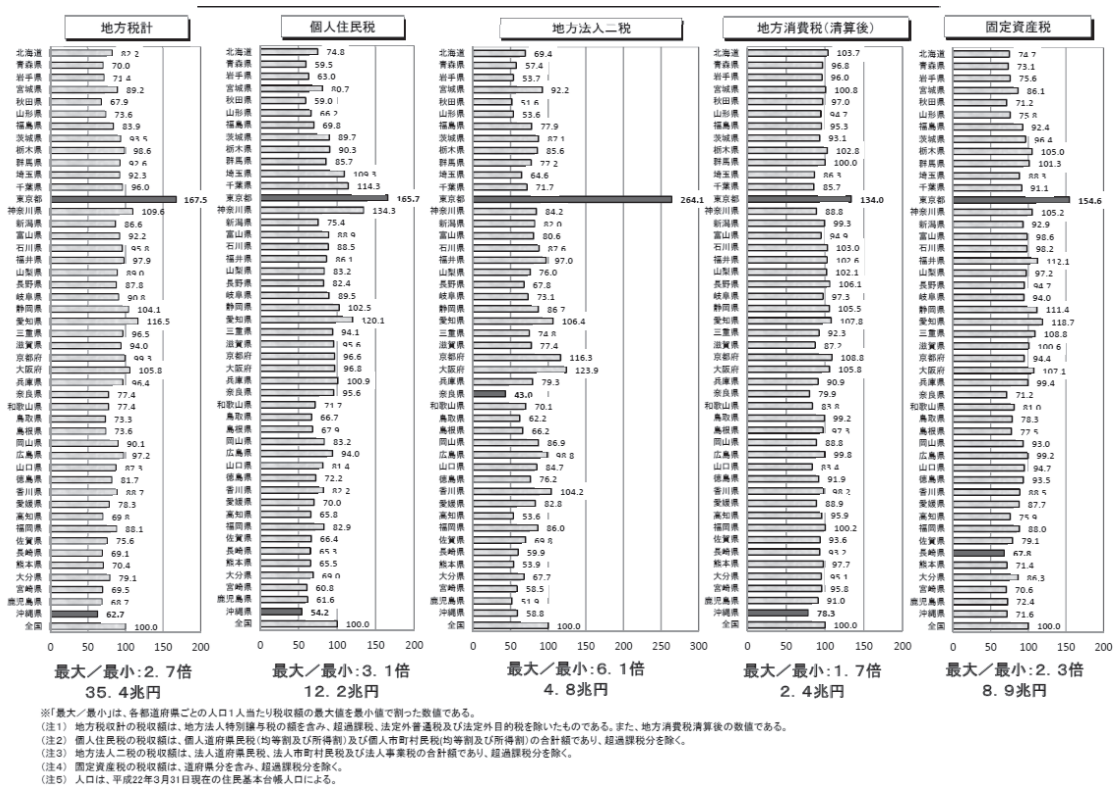


(※) 「最大（東京）／最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値（東京）を最小値で割った数値である。
 (注1) 税収額については各年度の決算額（各年度とも超過課税、法定外税を除く）であり、人口については各年度末日の住民基本台帳人口による。
 (注2) 地方税収計は、地方消費税清算後ベースの値であり、平成21年度は地方法人特別譲与税を含む。
 (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。
 (注4) 地方消費税は平成9年度導入。平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

出所：総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/main_content/000128743.pdf 引用（閲覧日：2012年6月4日）。

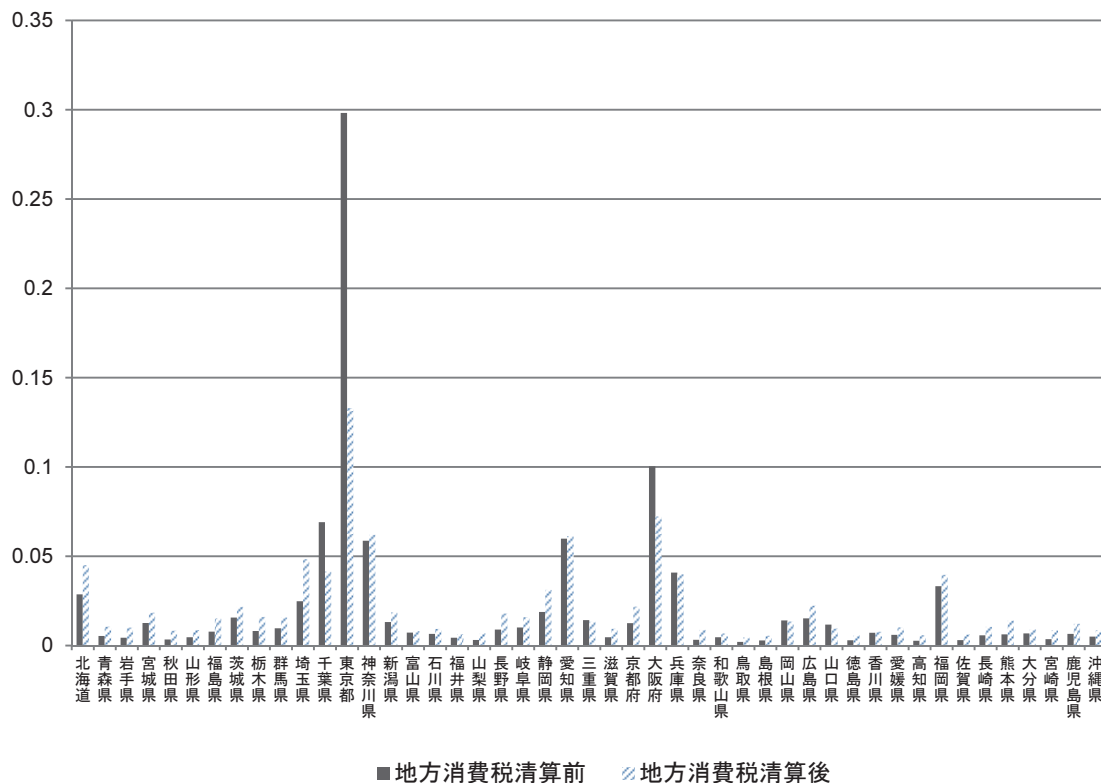
図2 人口一人当たり税収額の偏在度の推移

最後に、主な税目別に人口一人当たり税収額の指数（平成21年度決算）を示したものが図3である。主な地方税のなかで税収格差が最も大きいものは、最大/最小倍率が6.1倍の地方法人二税である。個人住民税は、比例税率化されているにもかかわらず、最大/最小倍率が3.1倍と、依然として大きい。個人住民税には、課税最低限が設定されているために、税率は比例税率であるものの、比例税ではなく、累進税の性質を保持しているため、東京など大都市圏に有利な税制となっているためだ。固定資産税の最大/最小倍率は、2.3倍となっており、偏在度が小さな税源であることがわかる。最も偏在度が小さな税目が地方消費税（清算後）であり、最大/最小倍率は、1.7倍となっている。このように偏在度が小さな税目である地方消費税の税率引き上げは、相対的には地方税の偏在度のさらなる縮小につながるものといえよう。



出所：総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/main_content/000128742.pdf 引用（閲覧日：2012年6月4日）。

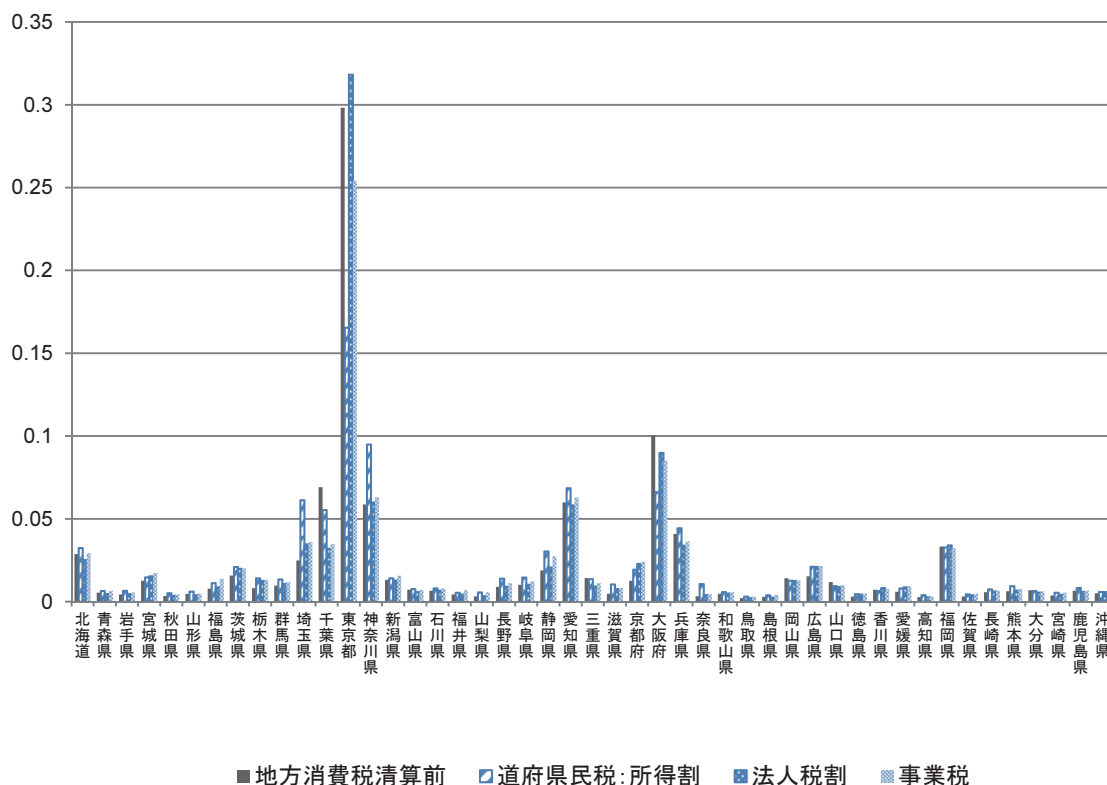
図3 人口一人当たり税収額の指数（2009年度決算）



出所：総務省『平成 21 年度地方財政統計年報』より作成。

図 4 清算前後の地方消費税税収シェア

以下では、地方消費税の清算の現状を見ていこう。図 4 は、清算前後の地方消費税の税収シェアを示したものだ。清算前で見ると、地方消費税のシェアは、東京が約 30%となっており、東京一極集中となっていることがわかる。これに対して、清算後の地方消費税シェアは、東京が大幅に減少している。東京への通勤圏である埼玉県、神奈川県は清算後の消費税収の方が高い。千葉県の清算前税収のシェアの高さは、国際空港を持つために、輸入取引にかかる消費税の貨物割が発生しているためと考えられる。



出所：総務省『平成21年度地方財政統計年報』より作成。

図5 税目別都道府県税のシェア

図4で見たように、清算前の地方消費税のシェアには東京一極集中が見られ、清算前の段階では地方消費税は普遍性を満たしていないことがわかる。清算前の地方消費税の偏在度がどの程度のものなのかを知るために、主要な地方税の都道府県別シェアと清算前の地方消費税のシェアを比較したものが図5である。この図からは、清算前の地方消費税の税収は、法人税割について東京への集中が見られることがわかる。

3. 地方消費税の清算基準の見直しについて

3.1 地方消費税の清算基準

地方消費税の清算基準の抱える課題を正確に把握するために、現行の地方消費税の清算基準について詳しく見ていこう。地方消費税の清算基準は、地方税法第七十二条の百十四3において、「当該道府県の小売年間販売額（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額をいう。）と当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額（消費に関連する指標で政令で定めるものを基準として政令で定めるところにより算定した額をいう。）とを合計して得た額をいう。」とされている。このうち小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額には、人口と従業員数が採用されている。具体的には、現行の地方消

費税の清算基準は、表 1 のようにまとめることができる³⁾。消費に関連する指標としては、小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額が採用されており、この消費基準での清算は、全体の 6/8 とされている⁴⁾。消費基準以外の指標として使われているのが、人口と従業員数である。

表 1 地方消費税の清算基準の概要

小売年間販売額（商業統計）とサービス業対個人事業収入額（サービス業基本調査）の合計額	6/8
人口（国勢調査）	1/8
従業員数	1/8

この現行の清算基準についてさらに詳しく見るために、2009 年度を例にして、地方消費税の清算方式を見たものが表 2 である。表 2 の第 3 列には、各都道府県の年間販売額が示されている。この年間販売額の数字は、「平成 19 年商業統計第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）」に掲載されているものだ。商業統計表は、数年おきにしか作成されていなかったため、直近のデータが使用されている。第 4 列のサービス業対個人収入の数字は、『平成 16 年サービス業基本調査』の「サービス業対個人事業収入額」の数字が使用されている。商業統計よりさらに調査年次の間隔が長いために、2009 年度の推計に 2004 年という 5 年前の数字が利用されていたことがわかる。5 列目の数字は、この小売年間販売額（A）とサービス業対個人事業収入額（B）の数字を合計したものだ。この A+B の金額が、第 6 列の消費基準での各都道府県別シェアを推計するのに利用されている。7 列目の数字は、清算前の地方消費税収に 6/8 を乗じて、6 列目の消費基準シェアで各都道府県に割りふったものだ。8 列目の数字は、2005 年の『国勢調査』による都道府県別人口である。国勢調査も 5 年毎にしか実施されないために、かなり古いデータが使われていることになる。9 列目の数字は、8 列目の人口データを都道府県別のシェアに直したものだ。10 列目の人口基準配分の数字は、2 列目の清算前地方消費税の金額に人口基準でのウェイトである 1/8 を乗じて、9 列目の人口シェアで各都道府県への配分額を求めたものである。11 列目の数字は、『平成 18 年事業所・企業統計』の従業員数である。12 列目の従業員シェアは、11 列目の数字をシェアに変換したものだ。13 列目の従業員基準配分の数字は、清算前地方消費税の金額に従業員基準でのウェイトである 1/8 を乗じて、12 列目の従業員シェアで各都道府県の配分額を求めたものである。14 列目の清算後地方消費税の金額は、7 列目の消費基準の清算額、10 列目の人口基準での配分額、13 列目の従業員基準の配分額を合計した数字である⁵⁾。15 列目の理論上の清算シェアは、13 列目の数字をシェアに変換したものだ。16 列目の清算後における地方消費税の数字は、2009 年度における実際の地方消費税の清算後の税収である。17 列目の清算後地方消費税シェアは、16 列目の数字をシェアに変換したものである。

³⁾ 地方消費税は各市町村へは清算後の税収を 1/2 が人口で 1/2 が従業員数で案分して交付されている。人口には国勢調査が利用されている。従業員数には事業所・企業統計が利用されていたが、事業所・企業統計調査が廃止され、これに代わるものとして 2009 年 7 月 1 日に経済センサス基礎調査が行われたことにより、今後は経済センサス基礎調査を利用することとなる。

⁴⁾ この比率は、カバー率とも呼ばれている。このカバー率は、（小売年間販売額＋サービス業対個人事業収入額）／消費税収から逆算した課税ベースと定義される。橋本（2008）によると、6/8 に設定された理由は地方消費税導入当時のカバー率が約 76.5%だったからだとしている。

⁵⁾ 消費基準での配分額は、「配分」という用語でなく、「清算」という用語をあえて使用した。これは、消費基準での配分は、本来帰属すべき税負担を「清算」するものとなっているからだ。

以上のような手続きで求めた表2の清算後地方消費税理論値と2009年度の実際の清算後地方消費税の金額は各都道府県ともに多少の違いが生じている。この違いは、現実の地方消費税の配分においては、

①前年度（2008年度）の2月・3月分の清算が、2009年度中に行われる。

②2009年度の2月・3月分の地方消費税収については、次年度（2010年度）に清算されるため、当該2ヶ月分については清算前の数字のまま2009年度の税収に組みこまれる。

という方法が採られているためである⁶⁾。

⁶⁾ この理論値と現実の値とのずれが生じている理由については、総務省自治税務局都道府県税課に問い合わせた回答結果である。

表2 地方消費税の清算方式について(2009年度)

	清算時消費税 (百万円)	年間賦課額(%) (百万円)	サービス業法人収入 入(B) (百万円)	A+B (百万円)	消通基準 シェア	消通基準清算 (百万円)	補償額人口 (人)	人口 シェア	人口標準配分 (百万円)	従業員数 (人)	従業員 シェア	従業員標準配分 (百万円)	清算後地方消費税 理論(百万円)	清算後地方消費税 実績(百万円)	清算後地方消費税 シェア	清算後削減率 シェア
北海道	68,292	6,194,789	3,398,556	9,593,325	4.54%	82,179	5,627,737	4.40%	13,286	2,414,989	4.12%	12,423	107,888	108,717	4.47%	4.51%
青森県	13,095	1,454,794	780,056	2,234,850	1.06%	19,144	1,436,657	1.12%	3,392	579,288	0.99%	2,980	25,516	25,832	1.06%	1.07%
岩手県	10,618	1,344,607	699,186	2,043,793	0.97%	17,008	1,385,041	1.08%	3,270	600,029	1.02%	3,067	23,864	24,531	0.99%	1.02%
宮城県	30,598	2,579,402	1,299,814	3,879,216	1.84%	33,230	2,360,218	1.85%	5,572	1,066,890	1.82%	5,488	44,291	44,574	1.84%	1.85%
秋田県	8,175	1,158,976	552,710	1,711,686	0.81%	14,663	1,145,501	0.90%	2,704	487,803	0.83%	2,509	19,876	20,424	0.82%	0.85%
山形県	11,184	1,233,893	533,495	1,767,388	0.84%	15,140	1,216,181	0.95%	2,871	541,968	0.92%	2,798	20,799	21,172	0.86%	0.88%
福島県	18,894	2,063,796	1,038,820	3,102,616	1.47%	26,578	2,091,319	1.64%	4,937	911,463	1.55%	4,689	36,204	37,114	1.50%	1.54%
茨城県	37,989	2,973,399	1,566,959	4,540,358	2.15%	38,894	2,975,167	2.33%	7,024	1,273,140	2.17%	6,549	52,467	52,661	2.17%	2.18%
栃木県	19,623	2,152,399	1,178,069	3,330,468	1.58%	28,530	2,204,631	1.58%	4,761	921,976	1.57%	4,743	38,033	39,066	1.58%	1.62%
群馬県	23,345	2,146,323	1,049,660	3,195,983	1.51%	27,378	2,024,135	1.58%	4,779	955,820	1.63%	4,917	37,073	38,078	1.54%	1.58%
埼玉県	59,841	6,364,292	3,272,967	9,637,259	4.56%	82,555	7,054,243	5.52%	16,654	2,567,058	4.38%	13,206	112,415	116,693	4.66%	4.84%
千葉県	166,748	5,787,677	3,301,859	9,089,536	4.30%	77,863	6,056,462	4.74%	14,298	2,052,521	3.50%	10,559	102,720	100,096	4.26%	4.15%
東京都	719,569	17,547,736	12,669,982	30,217,718	14.30%	258,853	12,576,601	9.84%	29,691	8,704,870	14.85%	44,781	333,324	321,022	13.81%	13.30%
神奈川県	141,608	8,593,719	5,009,497	13,603,216	6.44%	116,529	8,791,597	6.88%	20,755	3,332,355	5.68%	17,143	154,427	149,905	6.40%	6.21%
新潟県	31,726	2,592,541	1,249,179	3,841,720	1.82%	32,909	2,431,459	1.90%	5,740	1,132,734	1.93%	5,827	44,477	45,087	1.84%	1.87%
富山県	17,519	1,185,301	506,563	1,691,864	0.80%	14,493	1,171,729	0.87%	2,625	561,487	0.96%	2,888	20,006	19,775	0.83%	0.82%
石川県	15,769	1,341,075	597,469	1,938,544	0.92%	16,606	1,174,026	0.92%	2,772	577,944	0.99%	2,973	22,351	22,358	0.93%	0.94%
福井県	10,557	908,181	403,353	1,311,534	0.62%	11,235	821,592	0.64%	1,940	404,338	0.69%	2,080	15,255	15,770	0.63%	0.65%
山梨県	7,661	885,287	537,518	1,422,805	0.67%	12,188	884,515	0.69%	2,088	396,194	0.68%	2,038	16,314	16,766	0.68%	0.69%
長野県	21,574	2,402,101	1,310,150	3,712,251	1.76%	31,800	2,196,114	1.72%	5,185	1,008,648	1.72%	5,189	42,174	43,557	1.75%	1.81%
岐阜県	24,573	2,117,541	1,101,833	3,219,374	1.52%	27,578	2,107,226	1.65%	4,975	953,273	1.63%	4,904	37,457	38,513	1.55%	1.60%
静岡県	45,417	4,101,981	2,401,256	6,503,237	3.08%	55,708	3,792,377	2.97%	8,953	1,825,065	3.11%	9,389	74,050	75,528	3.07%	3.13%
愛知県	144,560	8,395,543	4,696,565	13,092,108	6.20%	112,150	7,254,704	5.68%	17,127	3,762,487	6.42%	19,366	148,633	148,175	6.16%	6.14%
三重県	34,331	1,948,757	933,311	2,882,068	1.36%	24,689	1,866,963	1.46%	4,408	833,745	1.42%	4,289	33,385	32,409	1.38%	1.34%
滋賀県	11,393	1,362,854	492,082	1,854,936	0.88%	15,888	1,380,361	1.08%	3,259	608,478	1.04%	3,130	22,277	22,950	0.92%	0.95%
京都府	30,346	3,043,889	1,470,636	4,514,525	2.14%	38,673	2,847,660	2.07%	6,251	1,170,087	2.00%	6,019	50,943	52,739	2.11%	2.19%
大阪府	242,116	9,804,391	5,736,297	15,540,688	7.36%	133,126	8,817,166	6.90%	20,816	4,450,505	7.59%	22,885	178,836	174,486	7.33%	7.23%
兵庫県	98,636	5,533,542	2,842,402	8,375,944	3.96%	71,750	5,590,601	4.38%	13,198	2,286,149	3.90%	11,761	96,710	96,421	4.01%	4.00%
奈良県	7,845	1,255,900	491,210	1,747,110	0.83%	14,965	1,421,310	1.11%	3,355	465,090	0.79%	2,383	20,713	21,410	0.86%	0.89%
和歌山県	11,367	938,714	446,505	1,385,219	0.66%	11,866	1,035,969	0.81%	2,446	400,400	0.68%	2,060	16,372	16,445	0.68%	0.68%
鳥取県	5,091	643,116	303,223	946,339	0.45%	8,107	607,012	0.48%	1,433	261,500	0.45%	1,345	10,885	11,214	0.45%	0.46%
徳島県	7,031	729,089	337,973	1,067,062	0.51%	9,141	742,223	0.58%	1,752	333,360	0.57%	1,715	12,608	13,366	0.52%	0.55%
岡山県	34,069	2,055,745	903,256	2,959,001	1.40%	25,348	1,957,264	1.53%	4,621	841,669	1.44%	4,330	34,298	32,695	1.42%	1.35%
広島県	36,854	3,160,157	1,474,652	4,634,809	2.19%	39,703	2,876,842	2.25%	6,791	1,346,007	2.30%	6,924	53,418	54,123	2.21%	2.24%
山口県	28,469	1,499,452	590,021	2,089,473	0.99%	17,899	1,492,606	1.17%	3,524	652,046	1.11%	3,354	24,777	23,205	1.03%	0.96%
香川県	7,131	741,416	416,566	1,157,982	0.55%	9,920	809,950	0.63%	1,912	333,663	0.57%	1,716	13,548	13,909	0.56%	0.58%
徳島県	17,308	1,143,693	538,745	1,682,438	0.80%	14,412	1,012,400	0.79%	2,390	463,693	0.79%	2,365	19,188	18,897	0.80%	0.78%
愛媛県	14,593	1,389,350	677,046	2,066,396	0.98%	17,701	1,467,815	1.15%	3,465	609,667	1.04%	3,136	24,303	24,610	1.01%	1.02%
高知県	6,572	757,094	427,363	1,184,457	0.56%	10,146	796,292	0.62%	1,880	320,127	0.55%	1,647	13,673	14,066	0.57%	0.58%
福岡県	80,301	5,429,283	2,918,205	8,347,488	3.95%	71,507	5,049,908	3.95%	11,922	2,216,448	3.78%	11,402	94,831	95,920	3.93%	3.97%
佐賀県	7,462	823,348	439,822	1,263,170	0.60%	10,821	866,369	0.68%	2,045	377,490	0.64%	1,942	14,808	15,278	0.61%	0.63%
長崎県	13,825	1,399,069	744,242	2,143,311	1.01%	18,360	1,478,632	1.16%	3,491	595,026	1.01%	3,061	595,026	595,026	1.01%	1.06%
熊本県	15,217	1,768,909	1,129,518	2,898,427	1.37%	24,829	1,842,233	1.44%	4,349	750,814	1.28%	3,862	33,040	34,032	1.37%	1.41%
大分県	16,490	1,210,043	733,904	1,943,947	0.92%	16,551	1,209,571	0.95%	2,856	528,028	0.90%	2,716	22,223	21,797	0.92%	0.90%
宮崎県	8,785	1,149,837	603,271	1,753,108	0.83%	15,018	1,153,042	0.90%	2,722	485,338	0.83%	2,497	20,236	20,965	0.84%	0.87%
鹿児島県	15,769	1,617,573	845,087	2,462,660	1.17%	21,096	1,753,179	1.37%	4,139	715,623	1.22%	3,681	29,916	29,756	1.20%	1.23%
沖縄県	12,137	1,116,978	573,723	1,690,701	0.80%	14,483	1,361,594	1.07%	3,214	557,062	0.95%	2,866	20,563	20,907	0.85%	0.87%
合計	2,413,077	136,047,292	75,224,456	211,271,708	10.0%	1,809,808	127,767,994	10.0%	301,635	58,634,315	10.0%	301,635	2,413,077	2,413,077	10.0%	10.0%

出所：『地方財政統計年報(平成21年度)』『商業統計(平成19年)』『サービス業法人収入(平成19年)』『国勢調査(平成16年)』『国勢調査(平成17年)』『事業所・企業統計(平成18年)』より作成。

3.2 地方消費税の清算基準に関する先行研究

このような清算がおこなわれているのは、納税地域と最終消費地域の一致を図るためである。地域間取引に関する課税原則には、最終消費地に税が帰属する仕組みである仕向地原則と商品が生産された地域が課税権を持つ仕組みである原産地原則があるが、地方消費税は仕向地原則にしたがって清算がおこなわれている⁷⁾。地方消費税は、多段階の付加価値税の一形態である消費税をベースとしているために、ある商品を消費者が購入したときに負担した消費税額は、流通の各段階での事業者によって納税されることになる。この各段階での事業者は複数の都道府県にまたがることが多い。仕向地原則のもとでは、消費者が負担した消費税額は、当該消費者が居住している都道府県に帰属させなければならない。このため、地方消費税の税収は、消費基準にもとづき清算手続きがおこなわれるわけだ。

ところがこの現行の地方消費税の清算方式は、いくつかの問題点が指摘されてきた。①指定統計の信頼性②消費税の非課税取引について③地方の税率決定権④税の徴収の独自化⑤昼間人口と夜間人口の乖離などが挙げられる。

①の指定統計の信頼性に関する問題とは、現行制度のもとで採用されている商業統計とサービス業基本調査に関するものである。商業統計表は、3年おきに実施されてきたものであり、サービス業基本調査は、1989年から2004年まで、5年毎に実施されてきたものだ。つまり、毎年実施されているわけではないために、調査年以外は、実際の消費とは乖離が生じてしまうことになる。また、サービス分野の統計が十分に整備されていないといった課題も指摘されてきた⁸⁾。地方消費税の清算基準に利用しているこれらの指定統計については、原則として全産業をカバーする一次統計の情報を整備する『経済センサス』に、将来的には切り替えることが予定されている。ただし、かりに経済センサスに指定統計を切り替えたとしても、残された課題が複数ある。

2012年現在使用されている商業統計、サービス業基本調査、今後使用が予定されている経済センサスは、いずれも生産者側の統計である。つまり、生産者側の統計で把握できるのは、「購入地」であり、消費者が商品を使用する「消費地」ないし「居住地」とは必ずしも一致しない。たとえば、兵庫県に居住している消費者が大阪府で買い物をすれば、大阪の小売販売額が増加し、清算後の地方消費税は大阪府のものとなる。近年急速に発達してきたインターネット通販も、このような購入地と消費地の乖離を生じることになる。したがって最終消費地に税を帰属させるならば、生産側の統計ではなく、消費側の統計を使用することが望ましいことになる。地方消費税勉強会(2006)、橋本(2008)は、生産側の統計よりも消費側の統計の方が、消費基準としては望ましいとしながらも、消費側の統計としての『家計調査年報』『全国消費実態調査』などの統計は、サンプル調査であるため、信頼性に欠けるとしている。地方自治情報センター(2010)では、この居住地と購入地のずれについては、「小売について統計の数値を清算基準に反映させるためには、「購入地」の購入額を昼間人口で、「居住地」の消費額を夜間人口で代替し、「小売年間販売額」を昼夜間人口比率(昼間人口/夜間人口)で割ることにより補正」する方法が考えられるとしている。

②の消費税の非課税取引についての問題とは、地方消費税の清算基準が非課税取引の存在を十分に考慮できていないことを指す。消費税には、社会政策的な配慮から非課税としている医療、教育などの取引と消費税になじまないという政策から非課税としている不動産などの取引が存在している。これらの非課税取引については、各都道府県の消費額から取り除く必要がある。橋本(2008)は、「清算基準の見直しにあたっては、現在の『サービス業基本調査』の「サービス業対個人事業収入額」に含まれている。不動産賃

⁷⁾ 仕向地原則と原産地原則に関する議論については、持田(2007)が詳しい。

⁸⁾ 最終消費と清算基準の乖離については、持田・堀場・望月(2010)p.18~p.21の説明が詳しい。

貸業や社会保険・社会福祉・介護事業等の非課税部分は「消費に相当する額」に算入する対象から除くべきである」と述べている⁹⁾。さらに、非課税部門での中間投入については、仕入税額控除が認められないために、最終消費者として同様に非課税部門で消費税を負担している可能性が生じることになる。たとえば、医療部門では社会保険診療が非課税取引とされているために、自由診療に対応する部分を除けば、中間投入に含まれる消費税を仕入税額控除できないために、最終消費者と同様に消費税を負担しているとされる¹⁰⁾。持田・堀場・望月（2010）は、地方消費税の清算に際して、非課税部門での中間投入額に含まれる税額は「仕入がおこなわれた地域の課税標準に加える必要がある」と指摘している¹¹⁾。さらに、消費税のシステムのもとでは、政府部門も非課税部門となり、最終消費者と同様に消費税を負担することになるため、政府部門による中間投入に含まれる消費税額も各地域の課税標準に含める必要が生じる。

③の地方の税率決定権の問題とは、地方分権を進めるうえでは、各地方団体に税率決定権を付与することが望ましいとされているのに対して、現行の地方消費税の清算基準のもとでは、地方団体毎に複数の税率を設定することは困難であるとされていることを指す。この税率決定権に関しては、持田・堀場・望月（2010）は「一般的な常識に反して、マクロ的な税収配分方式を維持しながら、都道府県間に地方消費税の税率決定権を付与することは可能である。」と述べている¹²⁾。これに対して玉岡（2010a）は、理論上はうまくいくが、実際には清算の際に各県がもらうべき税額と支払う税額が一致しなくなることが生じる可能性が高いと批判している¹³⁾。

④の税の徴収の独自化の問題は、③と同様に地方分権の考え方からは、地方消費税においても徴収の独自化が必要だというものだ。元政府税制調査会の会長であった石教授は、地方消費税は妥協の産物であり、「依然として国税当局の統制下」にあり、「地方税として極めて不完全である」と述べている¹⁴⁾。

⑤の昼間人口と夜間人口の乖離の問題は、都市部において見られる昼間人口と夜間人口の乖離を考慮した配分をおこなうべきか否かに関するものだ。地方消費税の配分基準として従業員数を用いることについての是非と関連している。この点に関して、東京都税制調査会は「わが国は昼間の人口移動が激しく、就業地等においても消費を行っていることなどを踏まえると、人口だけでなく、従業者数が指標に用いられていることは合理性がある。」と主張している¹⁵⁾。これに対して、岩手県は、「現行基準の“従業者数”を“人口”基準に吸収することは、消費地への帰属という税制原則に適うとともに、現行制度の枠内で、かつ、制度を簡素化しながら、税源偏在が一定程度縮小できる。」としている¹⁶⁾。東京都の税制調査会は、従業員数を指標に用いることの「合理性」を主張しているが、地方消費税の帰属は、購入地ではなく、居住地とすべきだという考え方からは、岩手県の主張のほうが「租税原則に適う」ことになる。

⁹⁾ 橋本（2008）p.35 引用。

¹⁰⁾ 2012年2月1日に出された社団法人日本医師会の「「社会保障・税一体改革素案」に対する日本医師会の見解」では、「医療機関が負担している控除対象外消費税は、社会保険診療等に対して2.22%に相当する税負担を負っていた。そのうち、設備投資から生じる部分が0.35%、医薬品や材料から生じる部分が1.12%、その他の仕入れや購入から生じる部分が0.74%である。また、一部の医療機関では、設備投資により、極端に大きな消費税負担が生じている」とされている。

¹¹⁾ 持田・堀場・望月（2010）p.20 引用。

¹²⁾ 持田・堀場・望月（2010）p.17 引用。

¹³⁾ 玉岡（2010a）p.186、玉岡（2010b）p.32 参照。

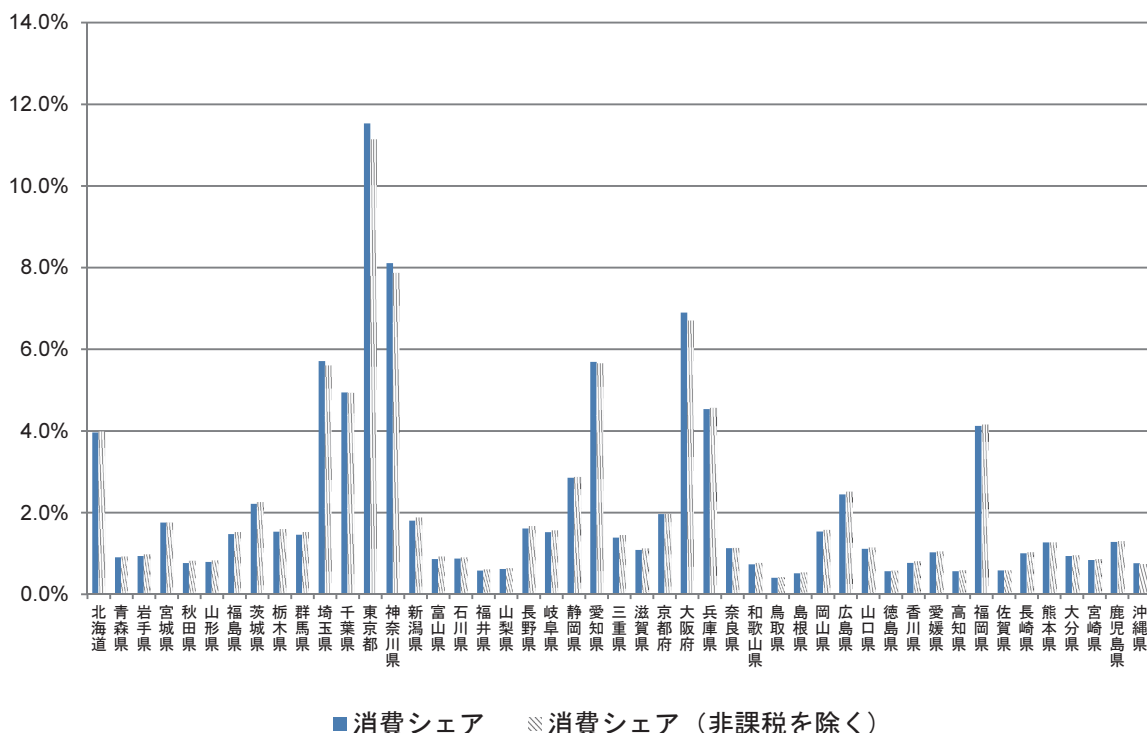
¹⁴⁾ 石（2009）p.224 引用。

¹⁵⁾ 『平成23年度東京都税制調査会答申』（2011.11.22）p.18 引用。

¹⁶⁾ 岩手県ホームページ <http://www.pref.iwate.jp/syoku/6%20syohizeiseisan.pdf> 引用（閲覧日2012年6月18日）。

3.3 消費基準での清算について

地方消費税の清算基準には生産側の統計データが利用されている。だが、消費税を負担した消費者の居住地に税収を帰属させるためには、本来は需要者側の統計データを利用することが望ましい。日本で利用できる需要者側の統計データとしては、『家計調査年報』と『全国消費実態調査』が存在している。これらのデータは、いずれもサンプル調査であるために、現在使用されている『商業統計』に比べると信頼度が低いとされている。たとえ信頼度が低いとしても、生産側の統計データを使用した場合と需要者側の統計データを使用した場合で、どの程度の乖離が生じることになるかの目安を示すことはできる。



出所：総務省統計局『平成21年全国消費実態調査』より作成。

図6 都道府県別消費シェア

図6は、『全国消費実態調査』を用いて、都道府県別の消費シェアを推計したものである。使用した統計表は、家計収支編第41表地域別1世帯当たり1ヶ月間の収入と支出である。まず、1ヶ月間の「消費支出」を12倍して年間消費支出を求め、世帯数分布を乗じることで、都道府県毎の消費支出総額を求め、さらに、都道府県毎の消費シェアを求めた。

消費税は例外的に非課税品目が設定されている。そこで、本稿では、非課税品目を除いた場合の都道府県別の消費シェアについても推計することにした。まず、『全国消費実態調査』における消費項目のうち、家賃地代、保健医療サービス、授業料等の消費支出額を取り除いた消費支出額を求める¹⁷⁾。次に先ほどと同様に、年間消費支出額に変換し、世帯数分布を乗じることで都道府県別の消費支出総額を求めた。この非課税品目を除いた消費支出総額から各都道府県別のシェアを推計した。図6によると、消費支出と非課税品目を除いた消費支出のシェアに大きな差が見られるのは、東京、神奈川、大阪となっていること

¹⁷⁾ 厳密には保健医療サービスのうち、非課税とされているのは社会保険診療の部分とされているように、ここで非課税と想定した金額と完全に一致しているわけではない。

がわかる。たとえば、東京についての消費シェアは 11.53%から、非課税品目を取り除くと 11.14%まで低下する。非課税品目を取り除くと東京都の消費シェアが低下するのは、非課税品目とされる家賃への消費支出が他の道府県よりも大きいためである。

このような需要者側の統計データを利用した都道府県別の消費シェアと、現在使用されている消費基準でのシェアを比較したものが表 3 である。この表の消費基準シェアは、平成 21 年度における現行基準による消費シェアであり、ミクロ推計が本稿で推計した非課税品目を取り除いた都道府県別の消費シェアである。この表によると、現行の清算基準のもとでの東京都のシェアは、14.30%となるのに対して、本稿の推計では 11.14%となっている。逆に、消費シェアが本稿の推計値の方が高くなるのは、千葉県、神奈川県、兵庫県などの都道府県となっている。

表 3 現行の消費基準シェアとミクロ推計との比較

	消費基準シェア	ミクロ推計		消費基準シェア	ミクロ推計
北海道	4.54%	3.97%	滋賀県	0.88%	1.11%
青森県	1.06%	0.92%	京都府	2.14%	1.95%
岩手県	0.97%	0.97%	大阪府	7.36%	6.72%
宮城県	1.84%	1.74%	兵庫県	3.96%	4.56%
秋田県	0.81%	0.81%	奈良県	0.83%	1.13%
山形県	0.84%	0.82%	和歌山県	0.66%	0.76%
福島県	1.47%	1.52%	鳥取県	0.45%	0.42%
茨城県	2.15%	2.27%	島根県	0.51%	0.53%
栃木県	1.58%	1.59%	岡山県	1.40%	1.57%
群馬県	1.51%	1.52%	広島県	2.19%	2.51%
埼玉県	4.56%	5.60%	山口県	0.99%	1.14%
千葉県	4.30%	4.93%	徳島県	0.55%	0.57%
東京都	14.30%	11.14%	香川県	0.80%	0.80%
神奈川県	6.44%	7.87%	愛媛県	0.98%	1.04%
新潟県	1.82%	1.87%	高知県	0.56%	0.58%
富山県	0.80%	0.91%	福岡県	3.95%	4.14%
石川県	0.92%	0.90%	佐賀県	0.60%	0.59%
福井県	0.62%	0.60%	長崎県	1.01%	1.02%
山梨県	0.67%	0.64%	熊本県	1.37%	1.26%
長野県	1.76%	1.66%	大分県	0.92%	0.95%
岐阜県	1.52%	1.55%	宮崎県	0.83%	0.85%
静岡県	3.08%	2.87%	鹿児島県	1.17%	1.30%
愛知県	6.20%	5.65%	沖縄県	0.80%	0.72%
三重県	1.36%	1.44%			

この生産側の統計データを利用した現行の清算基準と消費者側のデータを用いて居住者ベースで求めた消費シェアの乖離は、東京、大阪周辺の都道府県の住民による東京、大阪に集積している百貨店、大規模小売店における県外消費によるものだと考えられる。

需要者側の統計と生産側の統計データによる乖離の原因は、居住者による百貨店、大規模小売店における県外消費によるものに加えて、インターネット、TV ショッピング、カタログなどによる通信販売による影響も考えられる¹⁸⁾。そこで地域別、購入先別の消費支出を調べたものが表 4 である。

¹⁸⁾ 日本通信販売協会調べによると、通信販売売上高は、2001年から2010年の間に2兆4,900億円から4兆6,700億円へ、約2倍増加している。

表4 地域別・購入先別1ヶ月当たり消費支出(2人以上世帯)

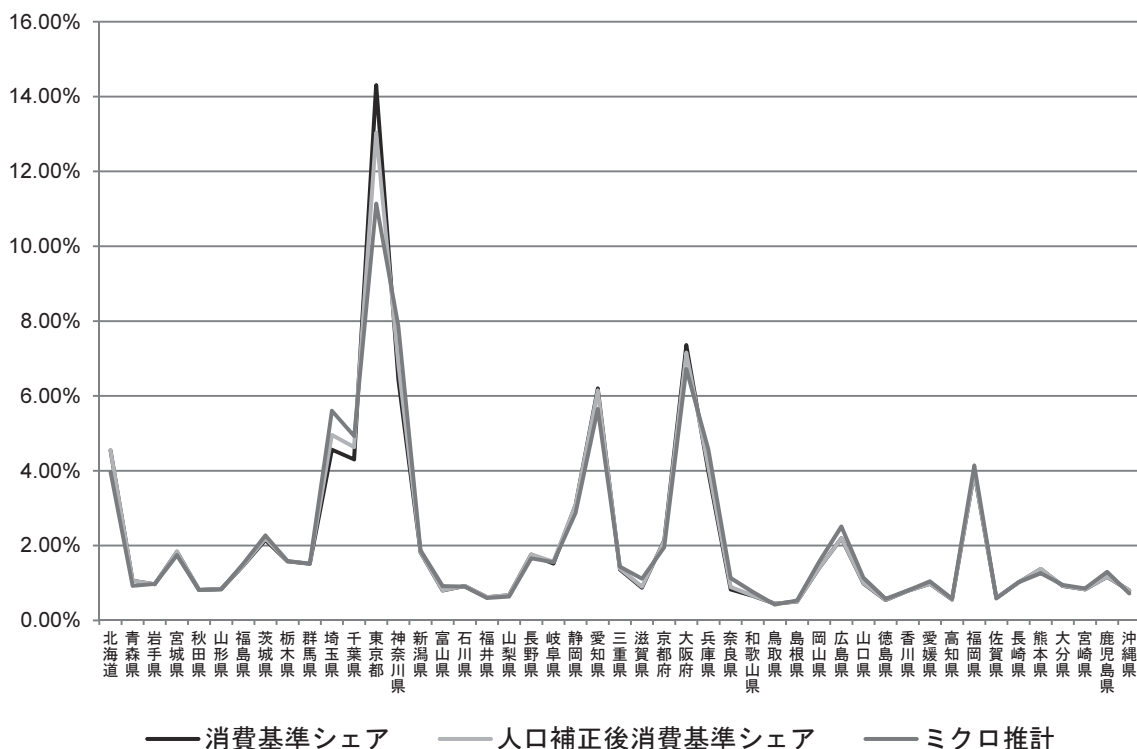
単位：円

	東京都 区部	北海道 地方	東北 地方	関東 地方	北陸 地方	東海 地方	近畿 地方	中国 地方	四国 地方	九州 地方	沖縄 地方
年間収入(万円)	758.2	549.3	625.1	698.2	689.1	694.6	613.0	642.6	591.1	572.6	447.7
一般小売店	33,217	31,372	34,869	34,199	41,309	40,054	30,296	34,933	38,243	33,766	19,436
スーパー	41,904	36,928	42,882	43,311	45,888	46,436	45,049	43,610	42,022	37,023	42,442
コンビニエンス ストア	3,027	3,822	2,582	2,715	2,249	2,266	1,676	1,848	1,581	2,167	2,138
百貨店	12,912	6,858	5,960	10,237	5,694	6,054	8,163	6,906	4,350	7,140	2,927
生協・購買	5,704	10,814	5,573	5,599	3,679	3,970	6,426	4,841	5,626	4,440	3,738
ディスカウント ストア・量販専 門店	13,057	15,934	14,523	16,184	16,690	14,955	12,577	15,093	12,293	14,762	7,681
通信販売(イン ターネット)	2,396	1,410	1,309	1,924	1,039	1,657	1,683	1,354	1,573	1,302	516
通信販売(その他)	2,137	2,552	1,832	2,480	2,144	2,594	2,351	2,726	1,910	1,891	1,189
通信販売計	4,533	3,962	3,141	4,404	3,183	4,251	4,034	4,080	3,483	3,193	1,705

出所：総務省統計局『平成21年全国消費実態調査』第7表より作成。

購入先として通信販売が最も多いのは東京、最少は沖縄地方、インターネット通販についても東京都区部が多く、沖縄地方の支出額は小さい。通信販売全体が東京が高く、沖縄地方が低くなっているのは、年間収入の違いが購買力の差を生むためと考えられる。インターネット通販については、インターネット環境の差で説明できよう。近年、インターネット通販は急速に発展してきたものの、通信販売はむしろ東京都区部の方が利用されており、地方消費税の清算基準として、生産側の指標が採用されていることは特に東京を有利にするものとはいえない可能性が高い。購入先別で見ると、東京都区部の百貨店での消費支出額が他の地域と比べると突出して高いことがわかる。

このように現在の地方消費税の清算基準に利用されている生産者側の統計では、本来使用すべき需要側の統計によるシェアとかなりの乖離が生じていることがわかる。ただし、需要者側の統計である『全国消費実態調査』は、各都道府県のサンプル数を大幅に増加させ信頼度を向上させない限り、地方消費税の清算基準に用いることはできないだろう。



出所：『平成 19 年商業統計』『平成 21 年全国消費実態調査』『平成 22 年国勢調査』より作成。

図 7 夜間人口／昼間人口比率による消費シェアの補正

生産側統計と需要側の統計の乖離を補正する簡便な方法としては、地方消費税勉強会（2006）、地方自治情報センター（2010）が提案している夜間人口／昼間人口比率による補正が考えられる。図 7 は、表 2 の第 3 列の年間販売額を夜間人口／昼間人口比率を掛け合わせて補正したものに入れ替えて、人口補正後の消費基準シェアを求めて、補正前の数字、需要者側統計を用いたミクロ推計にもとづくシェアと比較したものだ。人口による補正をおこなうことで最も影響が多いのは東京であり、14.30%から 13.03%へとシェアが低下する。一方、シェアが大きく上昇するのは、東京への通勤圏である千葉県と神奈川県である。千葉県のシェアは、4.30%から 4.63%まで、神奈川県のシェアは、6.44%から 6.84%へと上昇することになる。

3.4 地方消費税の清算基準見直しのシミュレーション

以下では、地方消費税の清算基準見直しのシミュレーションをおこなう。本稿で想定した改革案は、以下の 2 ケースである。

ケース 1 従業員数基準の廃止（人口基準を 2/8 へ）

ケース 2 ケース 1+昼間／夜間人口比率による消費基準の補正

ケース 1 は、地方消費税の税率を 2.2%相当にまで引き上げる際に、清算基準としての従業員数基準を廃止するというものだ。従業員数基準を廃止した場合には、人口基準による清算を 2/8 まで引き上げるものと想定した。ケース 2 は、ケース 1 に加えて、昼間人口／夜間人口比率を用いて消費基準を補正するというものだ。

表5 清算基準変更のシミュレーション

(単位：億円)

	清算シェア			税収				一人当たり税収			税収変化額	
	現行	ケース1	ケース2	現行	地方消費税2.2%	ケース1	ケース2	地方消費税2.2%	ケース1	ケース2	ケース1	ケース2
北海道	4.47%	4.51%	4.51%	1,079	2,374	2,393	2,395	42,176	42,513	42,562	19	22
青森県	1.06%	1.07%	1.08%	255	561	570	571	39,073	39,704	39,732	9	9
岩手県	0.99%	1.00%	1.00%	239	525	529	530	37,906	38,197	38,287	4	5
宮城県	1.84%	1.84%	1.84%	443	974	976	976	41,284	41,362	41,368	2	2
秋田県	0.82%	0.83%	0.83%	199	437	442	442	38,174	38,548	38,609	4	5
山形県	0.86%	0.87%	0.87%	208	458	459	460	37,624	37,775	37,843	2	3
福島県	1.50%	1.51%	1.51%	362	796	802	804	38,085	38,347	38,455	5	8
茨城県	2.17%	2.19%	2.23%	525	1,154	1,165	1,182	38,797	39,148	39,728	10	28
栃木県	1.58%	1.58%	1.59%	380	837	837	842	41,492	41,511	41,729	0	5
群馬県	1.54%	1.53%	1.53%	371	816	813	814	40,294	40,144	40,211	-3	-2
埼玉県	4.66%	4.80%	5.10%	1,124	2,473	2,549	2,706	35,059	36,134	38,360	76	233
千葉県	4.26%	4.41%	4.66%	1,027	2,260	2,342	2,473	37,313	38,671	40,834	82	213
東京都	13.81%	13.19%	12.23%	3,333	7,333	7,001	6,495	58,308	55,668	51,641	-332	-838
神奈川県	6.40%	6.55%	6.85%	1,544	3,397	3,477	3,636	38,644	39,548	41,359	79	239
新潟県	1.84%	1.84%	1.84%	445	978	977	977	40,243	40,164	40,201	-2	-1
富山県	0.83%	0.82%	0.82%	200	440	434	435	39,590	39,068	39,140	-6	-5
石川県	0.93%	0.92%	0.92%	224	492	487	487	41,883	41,506	41,500	-4	-5
福井県	0.63%	0.63%	0.63%	153	336	333	333	40,848	40,472	40,499	-3	-3
山梨県	0.68%	0.68%	0.68%	163	359	360	362	40,578	40,702	40,923	1	3
長野県	1.75%	1.75%	1.75%	422	928	928	929	42,248	42,244	42,313	-0	1
岐阜県	1.55%	1.56%	1.59%	375	824	826	843	39,106	39,180	40,007	2	19
静岡県	3.07%	3.05%	3.06%	741	1,629	1,620	1,622	42,957	42,705	42,774	-10	-7
愛知県	6.16%	6.07%	6.03%	1,486	3,270	3,221	3,201	45,073	44,397	44,121	-49	-69
三重県	1.38%	1.39%	1.40%	334	734	737	745	39,341	39,480	39,891	3	10
滋賀県	0.92%	0.93%	0.95%	223	490	493	502	35,505	35,710	36,391	3	12
京都府	2.11%	2.12%	2.11%	509	1,121	1,126	1,120	42,329	42,521	42,300	5	-1
大阪府	7.33%	7.24%	7.09%	1,768	3,890	3,845	3,766	44,123	43,604	42,708	-46	-125
兵庫県	4.01%	4.07%	4.16%	967	2,128	2,159	2,208	38,057	38,623	39,498	32	81
奈良県	0.86%	0.90%	0.95%	207	456	477	504	32,062	33,552	35,451	21	48
和歌山県	0.68%	0.69%	0.70%	164	360	369	372	34,767	35,587	35,953	8	12
鳥取県	0.45%	0.45%	0.46%	109	239	241	242	39,450	39,768	39,811	2	2
島根県	0.52%	0.52%	0.52%	126	277	278	278	37,371	37,481	37,513	1	1
岡山県	1.42%	1.43%	1.44%	343	755	761	762	38,552	38,879	38,937	6	8
広島県	2.21%	2.21%	2.21%	534	1,175	1,172	1,172	40,853	40,752	40,734	-3	-3
山口県	1.03%	1.03%	1.04%	248	545	549	551	36,520	36,769	36,898	4	6
徳島県	0.56%	0.57%	0.57%	135	298	302	303	36,800	37,331	37,415	4	5
香川県	0.80%	0.80%	0.80%	192	422	422	422	41,696	41,706	41,703	0	0
愛媛県	1.01%	1.02%	1.02%	243	535	542	542	36,426	36,919	36,931	7	7
高知県	0.57%	0.58%	0.58%	137	301	306	306	37,776	38,420	38,479	5	6
福岡県	3.93%	3.95%	3.95%	948	2,086	2,098	2,098	41,313	41,540	41,555	11	12
佐賀県	0.61%	0.62%	0.62%	148	326	328	328	37,602	37,865	37,861	2	2
長崎県	1.03%	1.05%	1.05%	249	548	558	559	37,065	37,705	37,784	9	11
熊本県	1.37%	1.39%	1.39%	330	727	738	740	39,457	40,038	40,152	11	13
大分県	0.92%	0.93%	0.93%	222	489	492	492	40,421	40,674	40,708	3	3
宮崎県	0.84%	0.85%	0.85%	202	445	450	451	38,611	39,041	39,072	5	5
鹿児島県	1.20%	1.22%	1.22%	289	636	646	647	36,286	36,860	36,913	10	11
沖縄県	0.85%	0.87%	0.87%	206	452	460	461	33,225	33,788	33,824	8	8

このような想定のもとでのシミュレーションの結果をまとめたものが表5である。現行の清算基準のもとでは、東京都の税収シェアは、13.81%となっている。現行の清算基準をそのまま維持した場合には、地方消費税の税率を引き上げても、東京都の税収シェアは変わらない。ただし、東京都の税収は現行の3,333億円を2.2倍した7,333億円となる。これに対して、従業員基準を廃止したケース1の場合には東京都の税収シェアは13.19%に低下する。東京都の税率引き上げ時の税収は7,001億円となり、現行の清算基準を維持した場合よりも、増収額が332億円だけ目減りすることになる。従業員基準廃止が増収額が目減りを発生させるのは、東京都以外には、大阪府、愛知県、静岡県などとなっている。

ケース1に加えて、昼間/夜間人口比率による消費基準の補正をおこなうケース2の場合には、東京都の税収シェアは12.23%まで低下する。東京都の税収は6,495億円となり、現行の清算基準を維持した場合よりも、増収額が838億円だけ減少する。従業員基準廃止に加えて、昼間/夜間人口比率による消費基準の補正をおこなう場合には、京都府も増収額が目減りを生じさせることになる。

このような税収配分の変化による地域間の税収格差を変動係数で測定すると次のようになる。一人当たり地方消費税税収の変動係数は、現行基準のまま税率を引き上げると0.0975であるのに対して、ケース1が0.083945、ケース2が0.069473となり、地域間の税収格差を縮小することが可能となる。

4. おわりに

本稿でのシミュレーション結果を踏まえて、今後の地方消費税のあり方について議論することでむすびとしよう。

地方消費税の税率引き上げに際しては、短期的な政策としては、各都道府県への地方消費税の清算基準の見直しが欠かせない。前述したように、地方消費税の税率引き上げは、地方税の中では偏在度の小さな地方消費税への税収割合を高めることとなり、地域間の税収格差縮小にはつながる。ただし、地方消費税の増税は、相対的には各地方団体間の税収配分に影響を与えないものの、絶対額では都市部の税収をより多く増加させることになる。地方消費税の増税にあわせて、清算基準の見直しが必要だろう。清算基準見直しの方策としては、まず、従業員基準の廃止をおこなうべきだ。現行の従業員基準は、地方消費税の前身である消費譲与税で採用されていた基準の名残であり、最終消費者が負担した税をその消費者の居住地に帰属させるための「清算」の考え方には合致しない。従業員基準を廃止すれば、東京都、大阪府、愛知県、静岡県など都市部の地方消費税の増収分を抑制することでさらなる税収格差縮小を図ることが可能だ。生産側の統計を利用した消費基準での清算も見直すべきだ。理想的には、『全国消費実態調査』などの需要側の統計を利用した清算が望ましいが、各都道府県別に見たときのサンプル数の少なさから生じる信頼度の欠如から考えると、昼間/夜間人口比率による消費基準の補正が簡単かつ現実的な改革案と言える。さらに、『商業統計』から『経済センサス』への利用統計の変更と同時に、消費税の非課税消費を各都道府県別の消費から除外することも必要だろう。

長期的な課題としては、清算基準の抜本的見直しを検討すべきだ。清算基準の抜本的見直し策としては、持田・堀場・望月（2010）が提唱している「マクロ税収配分方式」の採用などが考えられる¹⁹⁾。「マクロ税収配分方式」のメリットは、地方消費税において各都道府県に税率決定権を付与することが可能となることにある。受益と負担を一致させ、より多い行政サービスに対してはより高い税率を求める考え方は、

¹⁹⁾ 詳しくは、持田・堀場・望月（2010）p.45～p.47を参照されたい。

地方分権の理念には合致する。しかし、近年の課税自主権拡大の流れのなかでも、実際に税率決定権を行使する地方団体は希である。財政破綻した夕張市で、税率を引き上げた事例、名古屋市のように減税条例を施行した例などに限定される。地方交付税が垂直的な財政調整システムとして機能している現状では、地方団体が税率決定権を行使する場合には、税率引き下げへのインセンティブを持つことになる。地方交付税制度の抜本的な見直しと同時に、あらためて地方消費税の税率決定権を付与するかどうかを検討すべきだろう。

参考文献

- 青木信之 (2009) 「地方消費税の充実とその意義」『地方税』60 (7), pp.13-33.
- 石弘光 (2009) 『消費税の政治経済学—税制と政治のはざままで—』日本経済新聞出版社.
- 池上岳彦 (2009) 「地方消費税の充実」をめぐって『税』64 (4), pp.4-21.
- 内野順雄 (1997) 「地方消費税の地域間税率格差と地方分権」『税』52 (4), pp.4-18.
- 木村陽子 (2004) 「特別寄稿 住民 1 人当たり税率格差だけに着目した財政調整は可能なのか-- ドイツの州間財政調整と逼迫したベルリン市州財政を例に考える」『地方財政』43 (2), pp.10-38.
- 齊藤慎 (2002) 「個人住民税と地方消費税のウェイトを高める地方税体系を (特集 1 提言 地方への税源移譲--21 世紀型の地方税とは)」『税』57 (3), pp.31-35.
- 齊藤由里恵 (2009) 「地方税収の自治体間格差」『国際公共経済研究』(20), pp.101-112.
- 菅原宏太, 國崎稔 (2001) 「経済成長と地域間税率格差」『経済論集』(156), pp.129-159.
- 玉岡雅之 (2010a) 「地方消費税の今後について」地方税研究会報告『抜本的税制改革と地方税』所収, 日本租税研究協会.
- 玉岡雅之 (2010b) 「地方消費税の課題と改革の方向 (地方分権に相応しい地方税改革のあり方の研究)」『産研論集』(37), pp.27-33.
- 地方消費税勉強会 (2006) 『地方消費税勉強会報告書』地方自治情報センター.
- 地方自治情報センター (2010) 『地方消費税の充実に向けた諸問題に関する研究会報告書』.
- 西中隆 (2010) 「地方消費税の清算基準について」『地方税』61 (4), pp.8-26.
- 橋本憲次郎 (2008) 「地方消費税の清算基準について」『地方税』59 (7), pp.25-36.
- 羽田亨 (2009) 「地方消費税の今後の課題について」『尚美学園大学総合政策研究紀要』18, pp.149-164.
- 林宜嗣 (2007) 「税務論文 自治体間税率格差の是正論議と求められる税制の対応」『税理』50 (11), pp.69-75.
- 堀場勇夫 (2011) 「マクロ税率配分方式と地方消費税の試算--わが国でのシミュレーション結果」『地方財政』50 (8), pp.4-20.
- 堀場勇夫, 宮原勝一, 望月正光 (2011) 「地方消費税の税率配分方式に関する実証分析--パネルデータ分析を用いた検証」『青山経済論集』63 (1), pp.41-57.
- 宮崎雅人 (2011) 「税源移譲のシミュレーション--消費税移譲の自治体財政への影響の分析」『季刊政策分析』6 (1・2), pp.37-45.
- 持田信樹 (2007) 「地方消費税の理論と課題 (現代日本の財政問題)」『経済学論集』73 (2), pp.32-50.
- 持田信樹 (2009) 「特集 付加価値税の政府間配分と地方消費税」『財政と公共政策』31 (2), pp.32-45.
- 持田信樹 (2011) 「消費税改革の方向性--地方消費税の現状とあり方」『税経通信』66 (5), pp.17-25.
- 持田信樹 (2011) 「地方消費税は、なぜ地方税なのか」『地方税』62 (7), pp.2-9.
- 持田信樹, 堀場勇夫, 望月正光 (2010) 『地方消費税の経済学』有斐閣.
- 望月正光 (2008) 「産業連関表に基づく地方消費税のマクロ清算方式」『関東学院大学経済経営研究所年報』30, pp.11-20.
- 望月正光, 堀場勇夫 (2009) 「地方消費税のマクロ算定方法--産業連関表の活用」『明大商学論叢』91 (2), pp.473-506.
- 吉川宏延 (2008) 「租税論文 日本の付加価値税の現状と課題--事業税, 消費税, 地方消費税及び外形標準課税が抱える諸問題を中心に (新連載・1) 序説」『税』63 (8), pp.22-35.